相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市東柏二丁目八一六番地三、最後の住所千葉県柏市東柏二丁目六番二四号
被相続人　亡　吉田　建夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
事務所千葉県松戸市本町一八番地の四　ＮＢＦ松戸ビル七階　ユーカリ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　金成　英一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港南区笹下一丁目一一八番地一、最後の住所横浜市港南区笹下一丁目九番二―三〇二号　笹下台団地
被相続人　亡　中村　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
事務所横浜市中区常盤町一丁目一番地　宮下ビル二階
相続財産管理人　弁護士　高荒　敏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県豊田郡大崎上島町東野二五二九番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市甘沼二〇〇番地一―三二七号　被相続人　亡　友本　壽賀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
事務所神奈川県茅ヶ崎市矢畑一二九三番地
相続財産管理人　富田　順博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市荒島一一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
事務所新潟県新発田市富塚町二丁目二番三二号
相続財産管理人　星野　一雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市南森本町ル一三八番地一、最後の住所石川県金沢市南森本町ル一番地二
被相続人　亡　伊藤　芳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
石川県金沢市広岡一丁目一〇番六号コーポサンライズ一Ｆ
相続財産管理人　向　貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県駒ヶ根市東伊那三一三一番地、最後の住所長野県駒ヶ根市飯坂二丁目一四番二〇号
被相続人　亡　赤須　義人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
長野県伊那市西町四八六四一階　ひなた法律事務所
相続財産管理人　弁護士　太田　明良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市鳥居本町三八七番地、最後の住所愛知県一宮市萩原町東宮重字蓮原三六番地一　一宮市萩の里特別養護老人ホーム
被相続人　亡　生地　邦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
事務所愛知県一宮市花池二丁目一番三五号　ピースフルゆう一　近藤司法書士事務所
相続財産管理人　近藤　隆明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区太秦辻ケ本町三二番地、最後の住所京都市左京区浄土寺真如町一五五番地三花友しらかわ　被相続人　亡　谷原　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
京都市上京区東堀川通丸太町上ル六町目橋本ビル橋本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　式子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市大黒町三丁目二〇番、最後の住所大阪府豊中市大黒町三丁目二〇番一六号
被相続人　亡　眞鍋　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル六階
相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市大澤町二〇八番地、最後の住所大阪府岸和田市大沢町二〇八番地
被相続人　亡　水野　芳治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所
相続財産管理人　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市津井一〇五九番地、最後の住所兵庫県西宮市上之町一八番二号
被相続人　亡　安田　正友

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号　ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階
相続財産管理人　弁護士　武田　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　野村　覺次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
高知市丸ノ内一丁目六番二号丸の内タムラビル三階丸の内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大村　耕作

第63期決算公告

平成26年9月18日　香川県丸亀市中津町1676番地
株式会社伏見製薬所
代表取締役社長　伏見　豊

貸借対照表の要旨　（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,254,778	流動負債	3,003,107
固定資産	5,302,337	（賞与引当金）	(50,000)
		固定負債	1,087,875
		（退職給与引当金）	(20,000)
		株主資本	5,466,133
		資本金	100,000
		資本剰余金	5,376,614
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,351,614
		（うち当期純利益）	(73,153)
		自己株式	△10,480
資産合計	9,557,115	負債・純資産合計	9,557,115